

第 3 4 回 定 例 総 会  
議 事 録

期 日

令和 2 年 5 月 1 5 日 開 会

令和 2 年 5 月 1 5 日 閉 会

米 沢 市 農 業 委 員 会

令和2年5月15日（金）午後1時30分 米沢市農業委員会第34回定例総会を置賜総合文化センター203研修室に招集した。

出席委員（19名）

1番 伊藤精司 委員	8番 佐久間英之 委員	15番 大橋久芳 委員
2番 小関善隆 委員	9番 上村貞義 委員	16番 山王堂民榮 委員
3番 江口益美 委員	10番 古畑功一 委員	17番 大野澤進 委員
4番 遠藤伊一 委員	11番 高橋秀治 委員	18番 鈴木晃子 委員
5番 樋渡由美 委員	12番 菅野英一郎 委員	19番 田代昇一 委員
6番 二宮啓一 委員	13番 我彦正福 委員	
7番 高橋信夫 委員	14番 高橋祐弘 委員	

欠席通告委員（なし）

遅刻通告委員（なし）

農業委員以外の出席者（1名）

農林課 主任 齋藤裕太

会議に出席した事務局職員（7名）

事務局 長	宍戸 徹朗
事務局長補佐兼農政振興主査	目崎 秀也
農地 主 査	相田 悦志
主 査	永峯 明美
主 査	瀧口 圭史
主 任	吉田 潤
主 事	須貝 祐太

## 会議に付議した事項

### 1. 提出議題

- |      |                                |
|------|--------------------------------|
| 報第1号 | 非農地証明の報告について                   |
| 報第2号 | 農地法第5条第1項の規定による申請に対する許可処分について  |
| 議第1号 | 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について |
| 議第2号 | 農地法第3条第1項の規定による許可申請について        |
| 議第3号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について        |
| 議第4号 | 農用地利用集積計画について                  |
| 議第5号 | 米沢農業振興地域整備計画の変更について            |

開 会 午前9時30分

目崎補佐 それでは、ご苦労さまです。  
ただいまから第34回米沢市農業委員会定例総会を開会いたします。  
初めに、「農業委員会憲章」の唱和でございますが、15番 大橋委員のご  
発声をお願いいたします。

(唱和)

ありがとうございました。

それでは、次に、伊藤会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん、ご苦労さまでございます。

やっと非常事態宣言も東京、千葉県、あと大阪周辺を除いて全国的に解除に  
なったということでございますが、まだまだ予断を許さないということであり  
ます。

あと、米沢市においては小学校が今日、中学校も登校日ということで始業式  
だそうです。ということで、入学式は小学校は日曜日ということで、学校のほ  
うもやっと動き出したということで、朝子供たちが元気よく登校する姿を見て、  
ほっとしたというか、よかったなと感じたところであります。

そういったことでありますが、一部業種においてはなかなか、農業において  
も経済状態が回復しないということでございます。私の関係する米沢牛につい  
ても、昨日セリがあったわけですが、3月、4月よりは、連休中に在庫がなくな  
ったということで、大分回復したということでございます。3月の市場の経  
過によるマルキンという制度があるんですが、それも5月まもなく発動する  
ということでございますので、まずその辺のところは若干ほっとしているところ  
であります。

あと、花卉部門においても全国的になかなか大変だということでございます  
ので、母の日も延長しながら、花を送っていただきたいということになってい  
るようでございますので、皆さんご協力いただければと思います。

今日は大変、春作業本番お忙しい中ご出席いただいたわけでありましたが、ご  
審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。天候のほうも寒かったり暑かっ  
たりで、作物の管理も当然大変なわけではあります、体調管理など十分気をつ  
けて春作業に励んでいただきたいと思ひます。今日は本当にお忙しい中、ご  
出席ありがとうございました。

以上です。

目崎補佐 ありがとうございます。（「ちょっとすみません」の声あり）

議 長 職務代理。

2 番 父の葬儀の際については、コロナという影響もあって、一般焼香で、皆さん

にご焼香いただきました。大変ありがとうございました。こういう経験というのは初めてなもんだから、まず普通と違ったような葬儀になってしまいました。まず皆様にご焼香いただいたこと、改めて感謝申し上げます。ありがとうございました。

**目崎補佐** それでは議事に移りますが、総会の議長は米沢市農業委員会会議規則第4条の規定によりまして会長が務めることになっておりますので、伊藤会長に議事の進行をよろしく願いいたします。

**議 長** それでは、私のほうで議事の進行をさせていただきます。

米沢市農業委員会会議規則第3条の規定による本日の欠席通告委員はありませんので、全員出席であります。よって、本日開催の米沢市農業委員会第34回定例総会は成立いたしました。

今回の議事録署名委員には、17番 大野澤進委員、18番 鈴木晃子委員を指名いたします。

それでは、早速審議に入りますが、議案の訂正や議事運営について事務局からございませんか。

**目崎補佐** (挙手)

**議 長** 目崎補佐。

**目崎補佐** 議案の訂正などはございませんので、よろしく願いいたします。

**議 長** ないので、議事を進めます。

初めに、報第1号 非農地証明の報告について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

**瀧口主査** (挙手)

**議 長** 瀧口主査。

**瀧口主査** 報第1号 非農地証明の報告について。下記の土地について、農地及び採草放牧地のいずれでもないことを証明しましたので報告します。

受理番号1号から4号の計4件で、証明しました筆数及び地目は、田3筆 881.00㎡、畑3筆 268.85㎡、合計6筆 1,149.85㎡です。

受理番号1号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から宅地への転用です。転用年月日は平成元年6月27日です。申請理由は、平成元年6月27日付指令農政第348号で5条許可されており、非農地となっているためです。

受理番号2号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。転用年月日は昭和49年頃です。申請理由は、昭和49年頃、隣接地に住宅を建設した際に庭として利用し、現在も宅地として利用しているためです。

受理番号3号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から雑種地への転用です。転用年月日は平成4年頃です。申請理由は、平成4年頃より住宅への通路としてから、現在も通路として利用しているためです。

受理番号4号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から宅地への転用です。転用年月日は平成12年9月26日です。申請理由は、平成12年9月26日付指令東置地農第221号で5条許可されており、非農地となっているためです。

以上、よろしく申し上げます。

議 長  
全 委 員  
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、報告事案でもありますので、以上で報第1号 非農地証明の報告について、を終わります。

続いて、報第2号 農地法第5条第1項の規定による申請に対する許可処分について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査  
議 長  
瀧口主査

(挙手)

瀧口主査。

報第2号 農地法第5条第1項の規定による申請に対する許可処分について。このことについて、下記のとおり処分しましたので報告します。

1. 米沢市農業委員会総会における農地転用許可案件。令和2年4月15日に行われました第33回米沢市農業委員会定例総会で審議された農地法第5条第1項の案件について、受理番号7号の1件は一般社団法人山形県農業会議の常設審議委員会に関わるものなので、許可日については許可相当と認める旨の答申書の日付以降とする必要があります。よって、答申書が令和2年4月22日付であることから、下記の日付で許可しました。受理番号7号 事業者株式会社 ○○○○、用途 太陽光発電施設の設置の1件、許可日 令和2年4月22日。

以上、よろしく申し上げます。

議 長  
全 委 員  
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、報告事案でもありますので、以上で報第2号 農地法第5条第1項の規定による申請に対する許可処分について、を終わります。

次に、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、を議題といたします。受理番号15号から17号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

永峯主査 (挙手)  
議 長 永峯主査。  
永峯主査 議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について。農地の賃貸借の合意による解約が成立したと下記のとおり通知がありましたので、その確認を得るため委員会に付議いたします。

受理番号15号から17号の計3件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は田13筆 27,720.82㎡、畑3筆 1,605.00㎡、合計16筆 29,325.82㎡です。

受理番号15号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号16号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号17号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。  
全 委 員 なし。  
議 長 ないので、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、議案書のとおり確認することに異議ありませんか。  
全 委 員 異議なし。  
議 長 異議がないので、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、議案書のとおりであることを確認いたしました。

次に、議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

永峯主査 (挙手)  
議 長 永峯主査。  
永峯主査 議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可について。下記農地について、農地法第3条第1項の許可申請がありましたので、その可否を求めるため委員会に付議いたします。

受理番号5号から7号の計3件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は田15筆 10,284.30㎡、畑19筆 10,290.00㎡、合計34筆 20,574.30㎡です。

受理番号5号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は兼業による経営縮小です。

受理番号6号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきまして記載のとおりです。申請事由は経営移譲年金の受給のためです。

受理番号7号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきまして記載のとおりです。申請事由は他市町村へ転出のためです。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 この件について調査された委員は、調査結果を報告してください。

それでは、受理番号5号から7号を上程いたします。

6 番 (二宮啓一委員 挙手)

議 長 6番。

6 番 6番 二宮です。

5号、6号をご説明申し上げます。

5月5日、午後2時半に○○さん宅を訪問し、△△さんから直接お話を伺ってきました。5号については、議第1号の17号にも載っております解約した農地でございます。これを三十何年間、○○さんが耕作していたようでありますので、今回△△さんのほうから強いご要望により買い上げするに至りましたということでした。女性で独り身なので、大丈夫かという話もしましたが、親戚の方などの協力も得ながら、ぜひ頑張ってみるということでした。

6号については、○○○○さんの経営移譲年金受給継続のための貸借になります。今まで孫娘さんの△△△△さんと使用貸借を結んでいたわけですが、孫娘さん夫婦が別居し他産業に従事したため、○○○○さんと使用貸借をし、経営移譲年金の受給を継続するというものであります。

以上のように詳細にお聞きし、許可相当と判断しましたのでよろしくお願ひします。

議 長 ご苦労さまでした。7号については……。

1 6 番 (山王堂民榮委員 挙手)

議 長 16番。

1 6 番 16番 山王堂です。

議案第2号、受理番号7号について調査結果を報告します。

農地を売買することによる所有権移転の申請です。申請人、土地の表示等の詳細は議案書記載のとおりです。調査は5月9日、午前中に申請人と代理人よりお話を伺いました。申請地は○○○○の△△△△の向かいにあります。そこをもう少し行くと、○○○○に行く道路です。受人の○○さんは、耕作面積も30アール以上になりまして、下限面積も問題ありません。近隣も耕作しており、これを買うことにより効率のよい作業ができるようになり、何ら問題ないと考え、許可相当と判断しました。ご審議よろしくお願ひします。

議 長 それでは、ただいまの受理番号5号から7号について、意見並びに質問はあ



りませんか。

全委員  
議長 なし。

ないので、受理番号5号から7号について、許可することに異議ありませんか。

全委員  
議長 異議なし。

異議がないので、議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、は議案書のとおり許可することにいたしました。

次に、議第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査  
議長 (挙手)

瀧口主査 瀧口主査。

議第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。下記の土地について、農地法第5条第1項の規定による許可申請がありましたので、その可否を求めため委員会に付議します。受理番号8号から15号の計8件で、申請がありました筆数及び地積は、田5筆 1,683.00㎡、畑8筆 1,267.38㎡、合計13筆 2,950.38㎡です。

受理番号8号 渡人 ○○○○、受人 △△△△ 外1名、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は一般住宅の建設です。こちらは3種農地で、都市計画法の用途地域内です。

受理番号9号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は一般住宅の建設です。こちらは3種農地で、都市計画法の用途地域内です。

受理番号10号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は駐車場の造成(介護施設)です。こちらは3種農地で、都市計画法の用途地域内です。

受理番号11号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は車庫の建設及び駐車場と雪捨て場の造成です。こちらは3種農地で、都市計画法の用途地域内です。

受理番号12号 貸人 ○○○○、借人 △△△△ 株式会社、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は農地の一時転用(工事敷地)です。こちらは1種農地で、一時転用です。

受理番号13号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は住宅への通路の拡幅です。こちらは1種農地で、既存施設の拡張です。

受理番号14号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は資材置き場の造成です。こちらは3

種農地で、都市計画法の用途地域内です。

受理番号15号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は一般住宅の建設です。こちらは3種農地で、都市計画法の用途地域内です。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

議長 この件について調査された委員は、調査結果について説明をお願いいたします。

それでは、受理番号8号から15号を上程いたします。

7番 (高橋信夫委員 挙手)

議長 7番 高橋委員。

7番 7番 高橋です。

8号、9号、15号について調査結果を報告します。

3案件とも申請人、土地の表示等の詳細は議案書記載のとおりであります。また、3種農地で都市計画法の用途地域内に位置しております。

まず8号ですが、売買により申請地へ一般住宅を建設するための申請です。場所は○○地内、△△△△の東側に位置しております。5月3日に現地を確認し、また代理人の○○○○に電話でお話を伺っております。申請地近辺に農地はありますが、この事業計画上影響はないと思われます。また、事前着工もありません。問題ないと思われます。

続きまして9号、こちらも売買により申請地へ一般住宅を建設するための申請です。場所は○○○○地内、△△△△の西側に位置しております。5月2日に現地を確認し、代理人の○○○○にお話を伺いました。もう付近にも農地もありません。そして現地を確認しましたが、事前着工等もありませんでした。問題ないと思われます。

続きまして15号、こちらも一般住宅を建設するための申請です。場所は△△△△地内、○○○○の東側に位置しております。隣接するところに農地がありますが、この事業計画上影響はないと思われます。事前着工もありませんでした。問題ないと思われます。よろしく申し上げます。

議長 10号。

16番 (山王堂民榮委員 挙手)

議長 16番。

16番 16番 山王堂です。

議案第3号、受理番号10号について調査結果を報告します。

農地を買って駐車場に転用するための申請です。申請人、土地の表示等の詳細は議案書記載のとおりです。調査は5月9日、5時頃、申請人と申請地で行いました。申請地は○○地区にあり、△△△△のところから入ったところにあ

ります。位置図を見ていただいて、10号の位置図ですけれども、その奥に入ったところにあります。そして、この西側の道路の脇の畑になっているところも、〇〇〇〇の脇の、そこも去年許可申請を出した場所でありまして、ここの住宅地図にはまだ載っていません。今回はその奥ということで、その脇にも空き家がありますが、その空き家の人の土地でありまして、ここはこの施設の待機棟になっております。今回の事業は、介護施設の従業員と来客用の駐車場を建設するための駐車場だそうです。この奥にも畑がありますが、ここの〇〇さんと△△さんの家庭菜園用の土地で、何ら問題なく耕作できるようです。これを作ることによって周りの農家にも影響はなく、許可相当と判断しました。ご審議のほどお願いします。

議 長  
9 番  
議 長  
9 番

11号。  
(上村貞義委員 挙手)

9番。  
9番 上村です。

私のほうから11、12号を報告いたします。

まず11号ですが、場所は〇〇〇〇、ちょうど△△△△の〇〇〇〇の近辺です。申請人、渡人が〇〇さん、受人が△△さんということで、△△さんの隣接の農地なのですが、そこに車庫、駐車場、雪捨て場を作りたいということでの申請です。現地を確認しましたところ、事前着工等はありません。〇〇さん、あと申請代理人の方にもお話をお聞きしましたところ、計画どおり問題ないと判断いたしました。3種農地でもありますので、許可相当と思われます。

あと12号、これは〇〇〇〇地内です。△△△△沿いですが、〇〇を越えますと△△△△があります。ちょうどその斜め向かいに位置するんですが、そこに送電線の鉄塔を建設したいという事業者の意向で、そのための資材置き場、そういったことでの一時転用申請です。事業者のほうの米沢事務所の担当の方にお話をお聞きしましたところ、〇〇の△△△△からの電気の送電線を引くために、そこに鉄塔を建設したいということでの申請です。周りは水田ですが、影響のないように極力注意して事業を進めてまいりますということをおっしゃったので、問題ないと思われます。よろしく願いいたします。事前着工等ありませんでしたので、許可後6月からの着工ということでありました。

議 長  
1 1 番  
議 長  
1 1 番

ご苦労さまでした。13号。  
(高橋秀治委員 挙手)

11番。  
11番 高橋です。

13号についてご説明します。

5月8日に、渡人 〇〇〇〇さん、受人 △△△△さん両名にお話を聞いて

まいりました。申請地は〇〇〇〇の西側にありまして、道路から△△△△さんの屋敷に行くまでの通路が軽トラック1台分くらいの幅しかなくて、その申請地を通路の拡張として使いたいそうです。事前着工等もなく、問題ないと思われるので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長  
1 7 番  
議 長  
1 7 番

次に、14号。  
(大野澤進委員 挙手)

17番。  
17番 大野澤です。

議案第3号、受理番号14号をご説明いたします。

申請人、土地の表示等は議案書記載のとおりであります。去る5月3日、朝ですけれども、私と同じ部落内なんですけれども、〇〇〇〇さん宅にお伺いしまして話を聞いてきました。渡人の〇〇さんと受人の△△さんは、〇〇さんの弟さんの息子さんであります。△△さんは今現在〇〇の△△に住んでおり、左官業を営んでいるということでありました。仕事のほうも地元米沢での仕事が増えるということで、伯父に当たる〇〇さんの土地を譲り受け、資材等の置き場として利用したいということでありました。また、この農地は三十年来△△さんが耕作しておらず、今現在雑種地ということになっておりますけれども、連休頃から草を刈ったりして、今現在はきれいな状態になっているということでもあります。3種農地でもあり、何ら問題ないかなと思ひます。ご審議よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

議 長  
全 委 員  
議 長

それでは、ただいまの受理番号8号から15号について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、受理番号8号から15号について、許可することに異議ありませんか。

全 委 員  
議 長

異議なし。

異議がないので、議第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、は議案書のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議第4号 農用地利用集積計画について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

須貝主事  
議 長  
須貝主事

(挙手)

須貝主事。

議第4号 農用地利用集積計画について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により委員会に付議いたします。

受理番号1号から10号までの計10件です。内訳は売買による所有権移転

が5件、新規の貸借権の設定が4件、貸借権の再設定が1件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田40筆 51, 439.96㎡、畑20筆 7, 640.00㎡、合計60筆 59, 079.96㎡です。

受理番号1号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による売買です。

受理番号2号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による売買です。

受理番号3号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による売買です。

受理番号4号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による売買です。

受理番号5号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による売買です。

受理番号6号 貸人 ○○○○、借人 株式会社 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号7号 貸人 ○○○○、借人 株式会社 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号8号 貸人 ○○○○、借人 株式会社 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号9号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号10号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員

なし。

議 長

ないので、受理番号1号から10号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。

全 委 員

異議なし。

議 長

異議がないので、議第4号 農用地利用集積計画について、は議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。

次に、議第5号 米沢農業振興地域整備計画の変更について、を議題といたします。

議案の内容について、事務局の説明を求めます。

相田主査

(挙手)

議 長  
相田主査

相田農地主査。

議第5号 米沢農業振興地域整備計画の変更について。米沢農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定により変更するため、同法施行規則第3条の2の規定により令和2年4月28日付で米沢市長より意見の求めがございましたので委員会に付議するものです。

本議案につきましては、本日、内容説明のために意見の求めが出されました米沢市より担当課、農林課の職員の出席がありますので、担当の齋藤主任がご説明をいたします。よろしくお願いいたします。

議 長  
齋藤主任

では、農林課の齋藤主任、よろしくお願いいたします。

いつもお世話になっております。米沢市農林課、齋藤裕太と申します。少し遅くなりましたが、本年度も一年、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、私のほうから米沢農業振興地域整備計画の変更について、ご説明をいたします。

今回の変更は、農用地区域からの除外1件と、農用地から農業用施設用地への用途変更1件になります。議案書8ページのほうをご覧ください。

初めに、除外のほうからご説明します。

要望者は、〇〇〇〇にあります株式会社 △△△△、変更要望地、地目、面積は記載のとおりで、農用地から白地への除外変更となります。除外目的は太陽光発電設備の設置、発電設備の設置スペースのほかメンテナンス及び保護スペース、メンテナンス車両の駐車スペースなども設ける計画となっております。当該地は都市計画区域外となっておりまして、周辺地域における農業関連事業の投資状況はございません。

続きまして、用途変更の要望のほうに移ります。

要望者は〇〇〇〇の△△△△、変更要望地、地目、面積は記載のとおりで、農用地から農業用施設用地への用途変更となります。用途変更の目的は農業機械格納庫兼農作業小屋の設置、当該地は都市計画区域内無指定区域となっておりまして、農業関連事業の投資状況として国営米沢平野二期農業水利事業が平成27年度に完了しているところです。

以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

この件について調査された委員は調査結果について説明をしてください。

それでは、除外要望の図面番号ナンバー1及び用途区分変更の図面番号ナンバー1を上程いたします。

10番  
議 長  
10番

(古畑功一委員 挙手)

10番。

10番 古畑です。

議第5号、除外要望一覧ナンバー1をご報告いたします。

現地は前には放牧地になっていたんですけれども、今はもうそれができなくなって、木がたくさん生えている土地です。雑木が生えている状態で、利用されていませんので、太陽光発電には大丈夫だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議 長  
3 番  
議 長  
3 番

次。  
(江口益美委員 挙手)

3 番。  
3 番 江口です。

用途区分の変更についてご説明いたします。

先ほど農林課の齋藤さんからの説明がありましてとおり、農業用地から農業用施設の用地に変更したいという△△△△さんの要望でありました。5月6日、午後から△△△△さん立ち会いの下、現地を確認しながらお話を聞いてまいりました。地図にありますように、自宅の西側に当たります。今回農業機械の格納庫と農作業小屋の設置をしたいという話でございました。事前着工もなかったというところで許可相当と認めてまいりましたので、審議のほうよろしくお願ひいたします。

議 長  
全 委 員  
議 長  
全 委 員  
議 長

ただいまの調査結果の説明について、意見並びに質問はありませんか。  
なし。

ないので、除外要望の図面番号ナンバー1及び用途区分変更の図面番号ナンバー1の変更について、意見なしとすることで異議ありませんか。

異議なし。

異議がないので、除外要望の図面番号ナンバー1及び用途区分変更の図面番号ナンバー1の変更について、意見がなかった旨を米沢市長に回答することに決定いたしました。

以上で、本日の提出議案の審議は終了いたしました。

続いて、その他に移ります。

その他、農政振興等に関する改善意見や施策についてを話題提供として発信をいただきたいと思います。今月は14番から16番の3名の方にお願ひいたします。

初めに、14番 高橋祐弘委員から順にお願ひいたします。

1 4 番  
議 長  
1 4 番

(高橋祐弘委員 挙手)

14番。

14番 高橋です。

私からは、農業者年金の加入推進についてお話しします。私の地区の方加入推進活動を行ったわけでありますが、親御さんに話をしたときは、入ってもいいような感じで対応もらって、前向きに検討をいただいていたわけですが、

なかなかそこから進展がなかったので、継続的に加入推進活動を行っているところでございます。また、米沢市3名の目標達成ということで大変喜ばしいことだと思えます。

そういったことで、この3件の推進事例というか、どうやって入ったのか、やっぱり本人が入ったから入ったんだけども、アドバイスのやり方とかあれば、何かアドバイスをもらえればなと思っておりますので、簡単ではございますが、よろしくお願ひしたいと思います。

議 長

ありがとうございました。

1 5 番

(大橋久芳委員 挙手)

議 長

続いて、15番。

1 5 番

では、私から、新しい農業委員制度になって3年になるわけですが、新しいメンバーも内定ということで、これからますます農業の話が進められていくと思います。

しかしながら、農業者の数がかなり減ってきているというのと、高齢ということで大変きつい、厳しい状況になっていると思います。そして、私たちは農業をしながら農業委員をしているわけですが、昔から比べると機械の導入とか、そういった面で労働力は確保できるようになっていると思いますが、面積がそれ以上に集まってきているという現状もありまして、なかなか農業委員をしながら、農業をしながらという厳しい状況にあるのではないかという気がします。

これからの農政、農業というものを考えたときに、もっと行政の考え方や進め方等、それを販売する農協をはじめとする考え方をもっと集約した中で、意見を簡単に集約できるような農業委員会制度を考えていったほうが、これからの農業のためにいいのではないかという気がします。

極端な話をすると、専従の農業委員みたいな方がいて、その方が一日中農家を回り、どういう農業を進めていくか話を聞きながら、集約や分析等を考えていける体制を今後考えてもらえればという気がします。

今までのものが悪いとかというわけではないんですが、もっと集約できて、もっと簡素化した農業委員会制度というのがあったほうがいいのではないかという気がします。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

1 6 番

(山王堂民榮委員 挙手)

議 長

16番 山王堂委員。

1 6 番

16番 山王堂です。

先ほど事務局から配っていただいた資料ですが、米沢市の資料ではなく、農



政局のホームページに掲載されている資料でございます。

こちらの資料1番下の欄の赤い線が全国の自給率です。詳細は後でゆっくり資料を見ていただきたいと思います。

こちらの資料の中で自給率は100%以上になっているんですが、牛肉で36%、小麦で14%、大豆で7%、油脂類12%、果実で39%と米以外に関しては自給率が低くなっております。ここが一番大事なところで、今回マスクが不足した原因の一つに、ほとんどのマスクが外国で作られていたことが挙げられます。今後同様なことが起きたら小麦、パン等が食べられなくなったり、最近では米の輸出制限もしている国も出てきまして、いろいろ問題が起きてきます。自国を守ることをみんな考えているそうです。

私たち農家は自分で作っているので問題ないと思いますが、一般の消費者にかなり迷惑をかけるような気がします。これは私たちが頑張っても解決できないので、国なり市で解決に向けて動いていただきたい。そして米沢市にも、なるべく地元のものを使ってもらうよう働きかけをしていただきたい。続きまして、ソバについてのお話しです。ソバを作ることによって、遊休農地の発生を防止したり、耕作放棄地がなくなるということで、転換するにソバが一番向いているので、南原では120町歩、南原そば部会ではソバの受託をしています。今年北海道が豊作で去年、かなりソバの値段が下落してしまい、最後に500袋ほど残りまして農協に買ってもらったら本当に安くて、ソバの耕作者にかなり迷惑をかけて、数量払いで何とかとんとんという形になるよう、そんな作物を作っているのは長続きしませんので、できればこれも米沢市で使うソバは米沢市産を使ってほしいという、これやっぱり農林課の上の産業部長とか、ああいうところに言うてお願いしたいなと思います。

あと、農協でも高く買うような菅野さん、販売するような努力もお願いしたいと思います。やっぱり作っても売れなければ何にもなりません。そこが一番、この20%、自給率ずっと20%です。ということは、これが冗談で言うと二八そばという、外国産が8割で国産が2割、本当に二八そば、天ぷらそばなんかを食うとエビは外国産のインドネシアとか、小麦粉はアメリカで、そしてそばは中国とかロシアになっています。本当に二八そばで2割だけ国産を使っていると、そういうことで、なるべく地元のそば屋さんに、高いから買わないということがありますから、それを米沢市の何かやっていただきたい。

例を挙げますと鳴子温泉ありますね、鳴子温泉では、あそこの米は全部地元の米を使うことにしています。なぜかという、あそこが荒れてしまうと景観が悪くなってお客さんが来ないと、だからそういう、お金ばかりでなくて後々残るようなもの、観光客も米沢に来るようにとか、おいしいものがあれば。

この間、全国放送で3回目の再放送があった帰れマンデー、あれでも米沢の

南原、なでらが映りましたが、あれをするとすごい、あれで南原そば100袋余計に売れました。100袋なのに200袋、そういう効果がありますので、地元のものは地元で使ってほしいと、そういうことを要望いたします。

以上です。

議 長  
1 6 番

貴重な話題提供、ありがとうございました。（「あとですね」の声あり）  
ちょっと補足ですけれども、米沢市もやっていることはやっています。というのは、食料自給率を高めるためにどうしているかと調べたら、食品ロスをなくすことと書いてありました。食べ残しをなくすとか、あと賞味期限が切れないうちに食べるとか、そういう方向に行っていますが、農産物、地元を使えということは一言も書いていませんでしたので、そこを修正していただきたいと思います。ちょっとくどかったけれども、よろしくお願いします。

議 長

ありがとうございました。  
ただいまの発言に対して、皆さんから関連意見並びに質問等はございませんか。

2 番  
議 長  
2 番

（小関善隆委員 挙手）  
2番 職務代理。  
高橋祐弘委員の、今年農業者年金1人入れました。前々から入れ入れと言って、自分が経営を親から引き継いだということをきっかけに入ってもらったと。もう一人まだ入っていて、やっぱり親もまだ現役で経営移譲もしていないし、今若い人だって、なかなか農業者年金に入っていないんだけど、やっぱり自分で青申するとか何かして条件があるわけだ、国の政策補助を受けるには。だからそういうときをきっかけに、やっぱり入ってもらおうとかということだと思いますので、ただ国の政策の補助が要らないという人であれば、これは自由に最低2万円から6万8,000円まで入ることができるはずなので、それは有利性を説明しながら、やっぱり入ったらいいのではないかという話をしていたらいいのではないかと思います。

ただ、なかなか国民年金でないと分からないというのがあって、勤めているとどうしても厚生年金ですと条件に合わないので、実質推進する数が限られていると考えれば、何人集めると目標を立てられても、なかなかできないというのが現実だと思います。

あともう一つ、山王堂委員が言った一つは自給率ということ、国でいうのは食料安保という言葉を使うんだけど、食料安保ということは自給率のほかに安定的に輸入するという考え方があって、それも国としても捉えている中で安定的に輸入をしていくということがあるようです。

自給率一つ取っても、例えばソバという話だけでも、ずっと20%台の自給率だと、何年も。ソバにしてもその年によって豊作だったり不作だったりす

ると、どこかしらから輸入する道を常に空けておかないと、なかなか安定的に供給できないということもあると思います。だけれども、耕作放棄地を考えれば、自分の地域で採れたソバを優先的に使ってもらうような方策というのが必要だと思います。

そばには外国産を使っているという表示はあります。日本のそばを使っているか外国産か、そばを食べて分からないということだと思います。やはり国産使用とか手打ちそばと表示してしまうと、それしないと、俺それ違反してしまうんだから、なかなかそういう表示してそばを売っているそば屋があんまりないということだと思います。

信州そばといっても南原のソバがほとんど行っていてそれを信州そばとして流通しているから、なかなか信州でもソバを耕作していない。だから、北海道が1番だけれども、山形県は2番目くらいではないか、生産量として。だから、これからも米沢の中で、地元消費というの考えながらしていくと。そば屋さんにも話をしたことがあるんだけど、そばを品種とか何かで買うのではなくて、例えばキロ900円のそば粉が欲しいのだという値段だけで考えて買って買うと。だから、では石臼でひいて何かというと、やっぱりキロ1,500円くらい国産でもらわないと合わない。だけれども、俺は900円のそば粉を使ってそば屋をしたいからといえば、やっぱり外国産のそば粉を使わざるを得ないという事情あるようですので……、「300円くらいを米沢市で出してほしいと」の声あり）いろいろな事情があるようですけれども、そこは地産地消の助成金とか何か、補助金とか何かあれば考えてほしいと。（「そうそう、そういうやつ要る」の声あり）

以上です。

議 長

ありがとうございました。

そのほか関連、ございませんか。

あと、年金ですけれども、そのほか塩井の小関さん、年金の役員になっておられる小関さんの息子さん、あと8番の……、「入っていました」の声あり）奥さんにはまっていたということ、今農家の人の女性の方にはまってもらうということがすごく大事だと思います。仕事できなくなってからの年金というのは、女性の方は長生きもしますし、当然老後のお金は必要になってくるわけですので、そして年金は複利的に前の制度と違って掛けただけもらえるという制度になっておりますので、複利にどんどん入ってきますから、若いうちにはまったほうが得だということでもあります。ぜひその辺を勧めていただきたいと……。

1 4 番

そういうことで、若い人はやっぱり、その仕組みとかメリットとかと分かっていないわけです、今の時点でそういう年金なんて関係ないので。だから前、

高橋信夫委員が言ったんですが、農協青年部とかで前言ったメリットとかそういったのを伝えるとか、そういうのを教えることも必要と思います。

議 長

確かに、若い人に進んで年金に加入してもらうのが一番いいわけです。だから、それが掛け金、例えば政策支援を受けなくても2万円ずつ、月に2万円ということ、最初は大変だと思うけれども、払い始めるとそういうもんだとなってしまうから、そうなればあとは大丈夫だから、ぜひ年金に加入してもらって、とにかく年金で一番有利なのは農業者年金だそうですから、ぜひ勧誘、皆さんご存じだと思いますが、掛けた分は全て還付金になりますし、それをあと運用して必ず多くなりますから、掛け金以上にはもらえますし、あと年金協会の事務経費は全部国で出していると、だからほかの年金より絶対有利だということを我々も研修等に行くと説明を受けてくるわけですが、そういったことで農業者年金、今さまざまな年金、公的年金で足りないということで国挙げて勧めているわけでありましたが、一番有利なのは農業者年金でありますから、胸を張って勧めていただきたいと思います。

以上です。

佐久間委員、何かありませんか。

8 番

もう言いました、ありがとうございました。

議 長

はい、どうぞ。

1 2 番

国の持続化給付金、これ農業者も該当になりますということです。それで、年間まず480万円事業収入があったとすると、それを12で割って今年の一月の自分、例えば俺ら4月から一切収入ないわけよ。そうすると、ゼロというわけよ。まず10万円あったとすると、3月の分に見て、3月は去年の米のやつ入ったから10万円入ったと、すると10万円ずつ12か月で引いた分入って360万円が基本になって、それと100万円の少ないほうだってね、だから100万円が出ると、これ俺ら水田農家で入るときは入るけれども、入らないときは入らないからどうなるんだという人もいるけれども、これは多分出ると思いますので、多分農協のほうでも何かこれからするかと思いますので、皆さんこれは期待していても結構だと思います。法人のほうは200万円かな、あるいは法人200万円ということになりますので、ただ今のところあまり、花農家とか畜産農家とかを優先に申請のやつはしていくけれども、来年の3月までいつでも申告していいことになっているもので、これは出るのは多分出ると思いますので、皆さん期待してよろしいと思います。

あと一つ、個人に聞くようで悪いけれども、認定農業者会、書面議決でこの間来ました。会費集めて何もしないで、今年は会費要らないよと、そして何も使っていなかったと。果たしてあれはやっぱり変えないと駄目でないかと、つくづく思いました。銭集めるだけ集めて、さあ何かするかと思ったら、一切何

も使わなかったと、忙しいのは分かるけれども、やっぱりそこら辺で待たせた2か月、これはつくづく思いますので、その辺、金集めてそれではしっかりするかと思ってみんな見ていたら何もしなかったと、これはちょっとひどいのではないかと思いますので、その辺よろしくお願いします。

9 番 (上村貞義委員 挙手)

議長 では、上村委員。

9 番 いや、弁解するわけではないんですけれども、確かに菅野委員言われるとおり、一言もありません。本当は今年の3月で役員改選ということで、役員並びに代議員、改選の時期だったんです。そういったことで、我々みたいなずっと何年もして何もしない人がずっとしていったって同じでしょうと、やっぱりそういったこともありまして、ここはぜひ世代交代というか、若い人に頑張っていたきたいという思いはありました。そういったことで考えていたところ、このコロナ騒ぎで、とてもそこまでいかなかったもんで、変則的に書面議決というか、そういう形になったり、役員のほうもそのまま引き続きあと1年なんていうことでお願いしたんですけれども、そこら辺、菅野委員言われることはごもっともだと思いますので、1年間ありますので、1年というか来年の3月、それまでには新しい体制といいますか、我々責任逃れするわけではないんですけれども、そういうことで、認定農業者会何していたんだと言われるの当たり前だと思うんです。そういったこともありまして、来年の3月くらいまでにそういったこと、体制立て直すように、また我々から若い人というわけではないんですが、後任にバトンタッチしながら進めていきたいと私は考えていますので、私ばかりでなくて、あと会長さん、あともう一人の副会長さん、あと代議員の方もそうなんです、もう一回よく話し合っただけで今後のことを決定していきたいと思いますので、今年は何というか総会、ああいった形になったこと勘弁してください。

議長 よろしい、よろしいわけではないけれども、いいですか。

では、農政振興に関する意見については話題ちょっとずれたわけですが、今のその他の意見も含めまして、皆さんのほうからありませんか。何でも結構です。(「1つ」の声あり)

議長 高橋委員。

1 4 番 さっきの持続化給付金の件でけれども、外稼ぎした、冬、そういうやつは関係ないの。(「関係ない」の声あり)それは関係なくて……、(「農業の事業収入でない」と駄目)の声あり)分かりました。

議長 それ農協さんに相談して、どこに相談して事務してもらうのか。

1 2 番 これはパソコンでもできるんだけれども、多分農協でもその手続の外構をできるようにしたいと思っているんです。まだ話し合っていないんだけれども、

今後やっぱりこれは、だって100万円ずつ農家に入るんだから、農協としてもそれはしないわけにいかないでしょう、そうなる。

いいのを一月選んでいいんだから、自分が一番収入の少ない月を選んで結構なんだから、何だかそれではおかしいのではないかと言われるかもしれないけれども、そういうルールだもんで、これは国でそう決めたから。

議 長

では、そのほかなかったら、よろしいですか、これで。

全 委 員

はい。

議 長

事務局から何かございませんか。

目崎補佐

(挙手)

議 長

目崎補佐。

目崎補佐

農事相談で出たご意見、ご質疑についてお知らせします。

まず、生産調整における赤定着ですが、この赤定着を作付した新規開田扱いとなって、この赤定着を行っているところの補助金の返還があるのか、あとまたその新規作付をしたら、赤定着以外のほかの転作箇所の補助金がもらえなくなるのかというご質問ですけれども、農林課に聞きましたらそのようなペナルティーはないんですけれども、生産調整を考えますとよろしくないということです。

閉 会

午前14時40分

以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを認め、ここに署名する。

令和2年5月15日（金）

米沢市農業委員会

議長

伊藤 精司

議長代理

小関 善隆

議事録署名委員

大野澤 進

議事録署名委員

鈴木 晃子